

## 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞販売店は、日夜、配達、集金、営業といった業務を行いながら、多くの住民に紙面を通してさまざまな情報を提供しています。このような活動は戸別配達網があるからこそ可能であり、国民から支持を得ています。消費税が来年4月に8%へ引き上げられることが決まりました。国の財政を立て直すためにやむを得ない措置とはいえ、消費税増税によって家庭の経済的負担が増し、新聞の購読を中止する家庭が増えることが懸念されます。新聞の戸別配達制度を維持し、国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることは、われわれの重要な使命だと思っております。

新聞は公共性の高い民主主義の必需品です。欧米先進国では「知識には課税しない」との意識が浸透し、一定の要件を備えた新聞や書籍、雑誌、電子媒体上に税制上の配慮をしている国が多くみられます。文字離れ、活字離れによって、地域住民、国民のリテラシー（読み書き能力、教養・常識）が衰えていくことは行政、国の文化施策としても好ましいことではないと思えます。

よって下記の事項の実現を強く要望します。

### 記

- 1 消費税増税に当たり、複数税率の導入と新聞への軽減税率適用を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月24日

岐阜県関市議会

提出先  
内閣総理大臣  
財務大臣